

船橋市立医療センター病院情報システム更新業務  
受託候補者評価基準

令和8年6月3日

船橋市立医療センター

## 1. 受託候補者の決定方法

次に掲げる要件のいずれにも該当する参加者の中から、順位点方式(※)により受託者を特定する。  
 なお、審査及び評価は「船橋市立医療センター病院情報システム更新業務プロポーザル評価委員会  
 (以下「評価委員会」という。)」で決定する。

- (1) 機能要求仕様書(様式5)に定める各要件の要求内容において「必須」と表示したもの全てに対する回答が「A」、「B」、「C」のいずれかであること。
- (2) 初期導入費用が提案限度額以内であること。

### ※順位点方式について

評価委員ごとに、「提案書(プレゼンテーション)」の評価点数と提出書類(機能要求仕様書に対する回答、見積書)の点数を合わせた合計点数を計算し、評価委員ごとの参加者順位(順位点)を決定する。

(順位点: 1位=1点、2位=2点、…)

ただし、順位点と同じ参加者が複数となった場合には、当該順位及びその下位に当たる順位点の合計を当該順位の参加者の数で除して得た値を順位点とする。

評価委員全員の順位点を合計し、合計が最も少ない参加者を第一受託候補者、次点の参加者を第二受託候補者として特定する。

順位点の合計が同点の場合は、1位を付けた評価委員の人数が多い参加者を上位者とする。さらに、順位点1位の数が同数である場合には、2位を付けた評価者が多い者を上位者とする。それでも受託者が決まらない場合は、順位点に置き換える前の評価点の合計が高い参加者を上位者とする。

## 2. 全体配点

評価要素		配点	合計点
① 技術点	機能要求仕様書	300	600
	提案書(プレゼンテーション)	300	
② 価格点	初期導入費用及び保守費用(導入後7年間)	400	400
③ 総合評価点	① + ②		1000

## 3. 技術点

項目	評価項目	最高点
機能 要求 仕様書	1 基本要件	20
	2 電子カルテ(オーダ、看護支援等を含む)	50
	3 診療DWH	10
	4 ファイルサーバ	5
	5 医事会計	30
	6 レセプト債権管理	5
	7 医事統計	5
	8 DPC分析	5
	9 調定	5
	10 レセプトチェック	5
	11 収納POSレジ	5

	1 2 会計表示	5
	1 3 自動再来受付	5
	1 4 自動精算機	5
	1 5 診察券発行機	5
	1 6 がん登録	1 0
	1 7 病歴管理	1 0
	1 8 給食・栄養指導	1 0
	1 9 物流	1 0
	2 0 看護勤務管理	1 0
	2 1 救急管理	5
	2 2 患者待合表示・呼出	5
	2 3 自科検査画像	1 0
	2 4 文書管理	1 0
	2 5 服薬指導支援	5
	2 6 病棟薬剤管理	5
	2 7 医薬品情報	5
	2 8 地域医療連携	1 0
	2 9 資源管理	1 0
	3 0 リハビリ	1 0
	3 1 職員健診	1 0
	機能要求仕様書の合計点	3 0 0
提案書	1 本調達に係るシステム概要	1 0 0
	2 保守体制	5 0
	3 スケジュール・プロジェクト管理	5 0
	4 BCP (サイバーセキュリティ・災害対策を含む)	5 0
	5 拡張性 (医療 DX 等を含む)	5 0
	提案書の合計点	3 0 0
合計点		6 0 0

(1) 機能要求仕様書の採点基準

- ① 要求内容に対する回答は、次の②に示す回答内容から該当するものを1つ選択して、記号で回答するものとし、選択された回答については、同項に示す配点に基づき採点し評価を行う。
- ② 択一式回答の選択肢及び配点は下表のとおりとする。

記号	回答内容 (対応方法)	配点
A	要求内容を標準機能 (パッケージシステム) として満たしている。 ※システム稼働までに標準機能 (パッケージシステム) として満たすことが確約できる場合はこの回答としてよい。	5
B	要求内容をオプション機能(※)で満たすことができる。 ※既にパッケージ化された機能のことで、バージョンアップ等も特別	4

	な調整作業は発生せず、標準保守の範囲内で対応できるものを指す。	
C	要求内容をプログラムカスタマイズ(※)で満たすことができる。 ※パッケージシステムのプログラムを独自に改修して行う機能変更のことで、バージョンアップ時などに標準保守の範囲外の追加開発・調整作業が発生する可能性があるものを指す。	2
D	要求内容を制限付きで満たすことができる。	1
E	要求内容を満たすことができない。	0

③ 各評価項目の技術点の算出方法は以下のとおりとする。

当該評価項目の技術点 = 当該評価項目の最高点 × 当該評価項目の得点率

当該評価項目の得点率は、加点項目を全て満たす場合（満点の場合）の得点の合計に対する、実際に獲得した得点の合計の割合である。（小数点以下は、小数点第2位を四捨五入）

なお、機能要求仕様書に対する評価は、機能要求仕様書の各評価項目における技術点の合計とする。

(2) 提案書（プレゼンテーション）の採点基準

① 提出された提案書（プレゼンテーション）については、提案書の各評価項目についての説明内容が十分満足できるものであり、かつ、実現可能性が高いものであるか等について評価する。

なお、提案書の評価についてはプレゼンテーションを行い、評価委員会で評価する。

② 各評価項目の評価及び配点は下表のとおりとする。

評価	評価の意味	得点係数
A	極めて良好・極めて高い	1.0
B	良好・高い	0.8
C	普通	0.6
D	やや不十分・やや低い	0.4
E	不十分・低い	0.2

#### 4. 価格点

価格評価は、初期導入費及び保守・運用費（令和10年度～令和16年度末）を400点満点で評価する。

見積金額をもとに、次の計算式により点数を算出する。

全参加者の最低見積価格 ÷ 各者見積価格 × 400点